

(9) 書類簡素化後の各手続きにおける必要書類

書類名	必要なケース	手続き内容		
		新規	変更	更新
障害者ご本人の手帳	常に必要	必要	必要	必要
手帳に自動車登録番号等の記載を受けられようとする自動車の自動車検査証等	常に必要			
住民票等(注2)	ご本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等か否か判断が必要な場合	必要 (注1)	必要 (注1)	必要 (注1)
割賦契約書又はリース契約書	割賦購入または長期リースにより自動車を利用されている場合		必要	必要
ETCカード(注6)	ETC無線通信での利用をされる場合	必要	必要 (注3)	不要 (注5)
ETC車載器セットアップ申込書・証明書	ETC無線通信での利用をされる場合		必要 (注4)	
運転免許証	障害者ご本人が運転される場合		不要	不要
委任状(注7)	-	不要	不要	不要

注1 福祉担当窓口において書類提出によらずに確認できる場合には不要

注2 福祉担当窓口において続柄が確認できる書類であれば、住民票以外の書類でも可

注3 カード名義、番号を変更する場合のみ

注4 車載器管理番号を変更する場合のみ

注5 変更・更新申請時に前回申請から変更しない場合のみ

注6 未成年の重度障害者の方がご本人以外の方の運転による本割引の適用を受け、かつご本人の運転による本割引の適用を受けない場合は、親権者又は

法定後見人(家庭裁判所が選任した未成年後見人等)名義のものも対象

注7 代理人(窓口での手続き実施者)の署名欄を設け、委任状の提出を不要とする